

議案第 9 号

平成 31 年度社会福祉法人さくら園事業計画について

平成 31 年 3 月 29 日提出

社会福祉法人さくら園 理事長 五十嵐園治

平成 31 年度社会福祉法人さくら園事業計画

1 基本方針

社会福祉法人に求められる経営視点の課題は、①事業運営の透明性の向上、②経営組織のガバナンスの強化、③財務規律の強化、④地域における公益的取組みの 4 項目である。これらについて、さくら園の現状を判断するため、全国経営者協議会の WEB 経営診断（分野別チェック、組織風土診断、財務分析）を実施する。

利用者支援の視点では、発達障がいや行動障がいの利用者が増えている中、さくら園の現在の支援内容が「適正的確」とであると明言する状況にはない。このため、若手職員中心の 8 人による「支援見直し検討会」を設置し、検討結果を具体的な改革案にまとめ、利用者の要望や社会の要請に応じていく。

また、施設利用に係る契約書に関して、内容が明記されていない事項があることや記載されていても表現が不明瞭なため、全国的にトラブルが発生している。さくら園は、リスクマネジメントの面から、専門家の協力を得て契約書の修正を検討する。

職員の技術力や心身の安定は、虐待や事故防止の大きな要素である。引き続き、専門技能の習得等、職員の能力向上に努めるとともに、新たに安全衛生委員会を設置して、職員の健康管理及び労働環境改善に努める。

利用者・保護者の信頼を得て地域から支持されるためには、安全・安心な環境を整備する必要がある。31 年度においても、各工房でそれぞれ必要な改修を施工し改善を行う。

2 事業実施内容

(1) 障害福祉サービス事業の経営

31 年度は、さくら園全体で、放課後等デイを除き、定員 177 (30 年度 172) 人のところ、利用契約者は 236 (30 年度 230) 人の見込みである。このうち、

新規利用者は 8 人で、生活介護 3 人、自立訓練（生活訓練）4 人、就労移行 1 人である。

各工房は、前年度に引き続き、それぞれ特性・特質を生かした個別具体的な目標を設定する。就労訓練を実施する工房は、就労プログラム及び生活プログラムを通して、利用者が実践的な就労・生活スキルを身に付けることを目指し、就職者を増やす。

- ① さくら工房 ……定員 38 人（利用契約 42 人）
- ② つばき工房 ……定員 33 人（利用契約 42 人）
- ③ 北さくら工房 ……定員 37 人（利用契約 45 人）
- ④ 南さくら工房 ……定員 35 人（利用契約 54 人）
放課後等デイ ……定員 5 人（利用契約 15 人）
- ⑤ 居多さくら工房 ……定員 28 人（利用契約 38 人）

(2) グループホームの経営

市内のグループホーム入居希望者は、上越市福祉課の調査によれば 100 人を超えており、さくら園利用者では 16 人となっている。また、ショートステイの希望は年々増加傾向にある。

これらに対処するため、31 年度に、(仮称) さくらホーム居多を整備する。居多さくら工房の東側に、敷地 500 m²を上越市から借り受け、定員 5 人、ショートステイ 1 床の 170 m²を新築する。総事業費は約 46,000 千円で補助金 30,750 千円を見込んでいる。採択の場合、内示 6 月、工事は 7 月から 2020 年 3 月まで、4 月開所の予定である。

入居者が、地域で普通に生活を営むためには、自立する意志に加えて近隣住民の協力を仰ぐ場面が多い。入居者として、地元の一員であることを自覚し協働していく必要があるので、積極的に地域活動に参加していく。

- さくらホーム五智 ……定員 6 人（入居 6 人）一般就労 1、工房利用 5
- さくらホーム寺町 ……定員 5 人（入居 5 人）工房利用 5
- さくらの家 ……定員 11 人（入居 11 人）一般就労 5、工房利用ほか 6
- つばきの家 ……定員 10 人（入居 10 人）一般就労 5、工房利用 5
- さくらホーム朋 ……定員 6 人（入居 6 人）工房利用 6
- さくらホーム陽 ……定員 5 人（入居 5 人）一般就労 1、工房利用 4
- さくらホーム直 ……定員 5 人（入居 5 人）工房利用 5

(3) ショートステイ

さくらホーム陽とさくらホーム直に、それぞれ 1 室付設し、訓練的利用及び緊急的利用に対処している。利用要望の増加に対応するため、31 年度に整備する (仮称) さくらホーム居多に併設して、1 床を確保する。

(4) 障がい者支援 (さくら園障がい者支援室)

ア 障害者就業・生活支援センターさくら

30年4月に法定雇用率が2.2%に引き上げられた。精神障がい者担当ワーカーと主任職場定着支援ワーカーを活用して、雇用率を高めるとともに雇用の定着に努める。労働局委託事業6人、新潟県委託事業1人、上越市委託事業1人の全体8人体制は変わらない。

定着支援を担うジョブコーチは、対外窓口は支援センターが、実務は工房支援職員が、それぞれ担当する形で継続する。

イ 相談センターさくら

障がい者が施設を利用する際に、計画相談が義務付けられている。上越市内の相談機関は、社団法人が設置する基幹相談センターのほかに、社会福祉法人が設置する9か所の相談センターがあり、それぞれの相談員は行政の要請に基づいて、他法人施設の利用者をも担当している。

31年度は、利用者の相談間隔が3か月に短縮され業務が増大するため、1人増員し3人体制に増強する。

(5) 利用者工賃の確保

工賃は障がい者の経済的自立の重要な要素であるとともに、利用者にとっては自らの力で稼いだお金だという達成感と、就労に向けた日々の励みにつながっている。

工賃の基である授産事業は、ここ数年全体に売上減少が続いており、30年度は、さくら工房とつばき工房が600千円～1,500千円の増額、北さくら工房は700千円減額の見込みである。

31年度は、クリーニングの白星社から、新たに、老人ホーム等施設入所者の下着類のクリーニング業務を受託する。白星社は、さくら園利用者を10人以上雇用している会社で、先般、障害者の継続雇用が評価され、全国社会就労センター協議会の特別表彰を受けた。

受託予定のつばき工房は、上半期に設備を整えて下半期から作業を開始できるように、取り組む予定である。北さくら工房は、従来から検討してきた、作業室の増設計画に合わせて場所や規模を検討するため、31年度は施設・設備の整備に止まる。

(6) 送迎の実施

引き続き、リフト付マイクロバス1台、普通マイクロバス1台、15人乗りワゴン車1台と8人乗りワゴン車2台の合わせて5台のほか、各工房が個別に行っている重度利用者送迎等を合わせて、約100人に対して送迎サービスを実施する。

(7) 一般就労（就職）・定着支援

29年度はさくら園全体で9人の一般就労を実現したが、30年度は、さ

くら工房 2 人、つばき工房 1 人、北さくら工房³ 2 人、合わせて⁶ 5 人に止まった結果、29 年度に比べて約半減した。減少の理由は輻輳しているが、一つには、求人はあるものの、通勤手段がないため応募できないケースがある。公共交通機関が無いが、あっても極めて不便なため、自動車免許を持たない利用者は通勤できないのである。家族が就労に消極的で求人に応募しないケースもある。

31 年度は、数値目標を設定し、通勤問題への挑戦や家族に対する就労の積極的かつ継続的な働きかけにより、目標達成に奮起する。

また、離職しないための生活面の改善及び労働者としての資質向上への支援は、平成 30 年度から定着支援事業に転換されたので、工房と支援センターが連携しつつ定着支援に努める。

(8) 児童の放課後等利用支援

南さくら工房で定員 5 人の放課後等デイサービス事業を実施し、在学中の児童・生徒の放課後や長期休暇中の日中活動を支援する。その他の工房は、上越市の地域生活支援事業（日中一時支援事業）を実施する。

(9) 安全・安心の施設運営、施設整備

30 年 12 月、さくらホーム陽で入居者 1 人が夕食中に背中に火傷を負った。ほかの入居者が熱いお茶を直に持って食堂内を移動した際、何かにつまずいたかして溢して、自身の手とテーブルに座していた入居者の背中を火傷させたものである。また、通院及び保護者への連絡を翌日に延ばしたことを、保護者から強く抗議された。

直ちに、事故の原因を検証して改善策を講じるとともに、全施設の安全点検を実施したところである。職員一人ひとりが意識して、不安全な状態と不安全な行動を、ヒヤリ・ハットの段階でなくしていく。

南さくら工房は、ポーチ下に設置のプレハブを移設し、車椅子利用者の乗降スペースを拡張する。

(10) 虐待防止等への取組み

毎日の支援において、不適切や間違った対処が利用者のストレスを増加させ、結果として虐待につながるものが指摘されている。このため、絶対に虐待行為を起こさないために、アンガーマネジメントなど専門カリキュラムを実施して、職員の資質向上に努める。

苦情解決に関しては、30 年度はさくらホーム陽の火傷事故に際して、通院及び保護者への報告が遅れたことがあった。常に利用者・保護者の立場に立って仕事をしていく。

(11) 職員の能力向上、労働環境改善

31 年 4 月の新規利用者は 8 人（さくら工房 3 人、つばき工房 1 人、北さ

くら工房 1 人、南さくら工房 2 人、居多さくら工房 1 人) で、前年比 4 人減、マイナス 33%である。

現行の施設利用システムは、選択権が障がい者にある。さくら園を選んでもらうためには、常に支援内容の向上に努め、ニーズに適合した支援を行わなければならない。管理職員をはじめ、常勤職員、パート職員を問わず、それぞれが能力向上に努め、全体のレベルを高めることが不可欠である。

引き続き、分野ごとに職員の研究チームを設置し、年間を通して就労促進ノウハウや発達障がい支援のノウハウなどを習得する。

また、労働環境の改善は、職員のモチベーションを高め、ひいては虐待防止につながる。31 年度は、パート職員の賃金を概ね時給 25 円を上げるほか、健康保持を含めた職場環境改善のために、安全衛生委員会（精神保健福祉士を含む各職制代表 8 人）を設置する。

また、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格等、業務関連資格の取得を支援するとともに、積極的に関係団体主催の専門研修を受講させる。

(12) 上越市福祉避難所設置への協力

福祉避難所における避難期間は 1 週間程度とのことである。さくら園は社会福祉法人として、1 週間であれば施設利用への影響を最低限に抑えられると判断し、11 施設中 8 施設を提供している。

30 年度は、8 月の集中豪雨時に、居多さくら工房を開設した。登録者の避難はなかった。

さくら工房、北さくら工房、さくらの家及びつばきの家は、福祉避難所に指定されているものの、いずれも低地に立地しており、水害時の避難所として不適格である。避難所廃止を含めて、上越市と見直しを協議している。

さくら園の上越市指定福祉避難所

さくら工房、さくらの家、つばきの家・・・高土町 3

北さくら工房・・・西本町 1

南さくら工房・・・大手町

居多さくら工房・・・五智 6

さくらホーム朋、さくらホーム陽・・・寺町 2

(13) 公益的取組み

29 年度に「にいがたセーフティネット事業(求職者の職場体験受入事業)」に登録したほか、福祉避難所指定及び車両等法人備品の無償貸出しを実施している。このように、社会福祉法人として一定の公益的取組みを果たしているが、地域との直接交流が薄いため、さくら園としてどのような分野で何ができるか、具体的に検討を進める。